

3月12日付けで、**厚生労働省**より、リーフレット「**令和8年度の雇用保険料率について**」が公表されました。

失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1000に変更となります（農林水産・清酒製造の事業および建設の事業はともに6/1000）。雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は3.5/1000（建設の事業は4.5/1000）で、変更はありません。

### 【令和8年度の雇用保険料率】

#### ●令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ・一般の事業  
5/1000（労働者負担）、8.5/1000（事業主負担）、13.5/1000（雇用保険料率）
- ・農林水産・清酒製造の事業  
6/1000（労働者負担）、9.5/1000（事業主負担）、15.5/1000（雇用保険料率）
- ・建設の事業  
6/1000（労働者負担）、10.5/1000（事業主負担）、16.5/1000（雇用保険料率）

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- 雇用保険料 一般 農林水産・清酒製造 建設

リーフレット「事業主・被保険者の皆さまへ 令和8（2026）年度 雇用保険料率のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001672589.pdf>